

**1 説明文**

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を表示した図面です。なお、図面には「家屋倒壊等氾濫想定区域」を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）と降雨による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。

(3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・浸出等の危険性がある区域の目安を示すものであり、個々の家屋の構造・地質状況等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

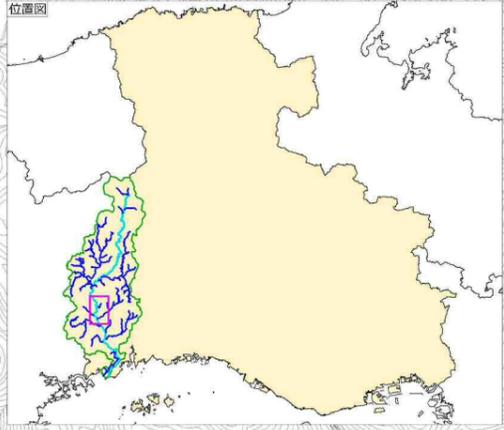
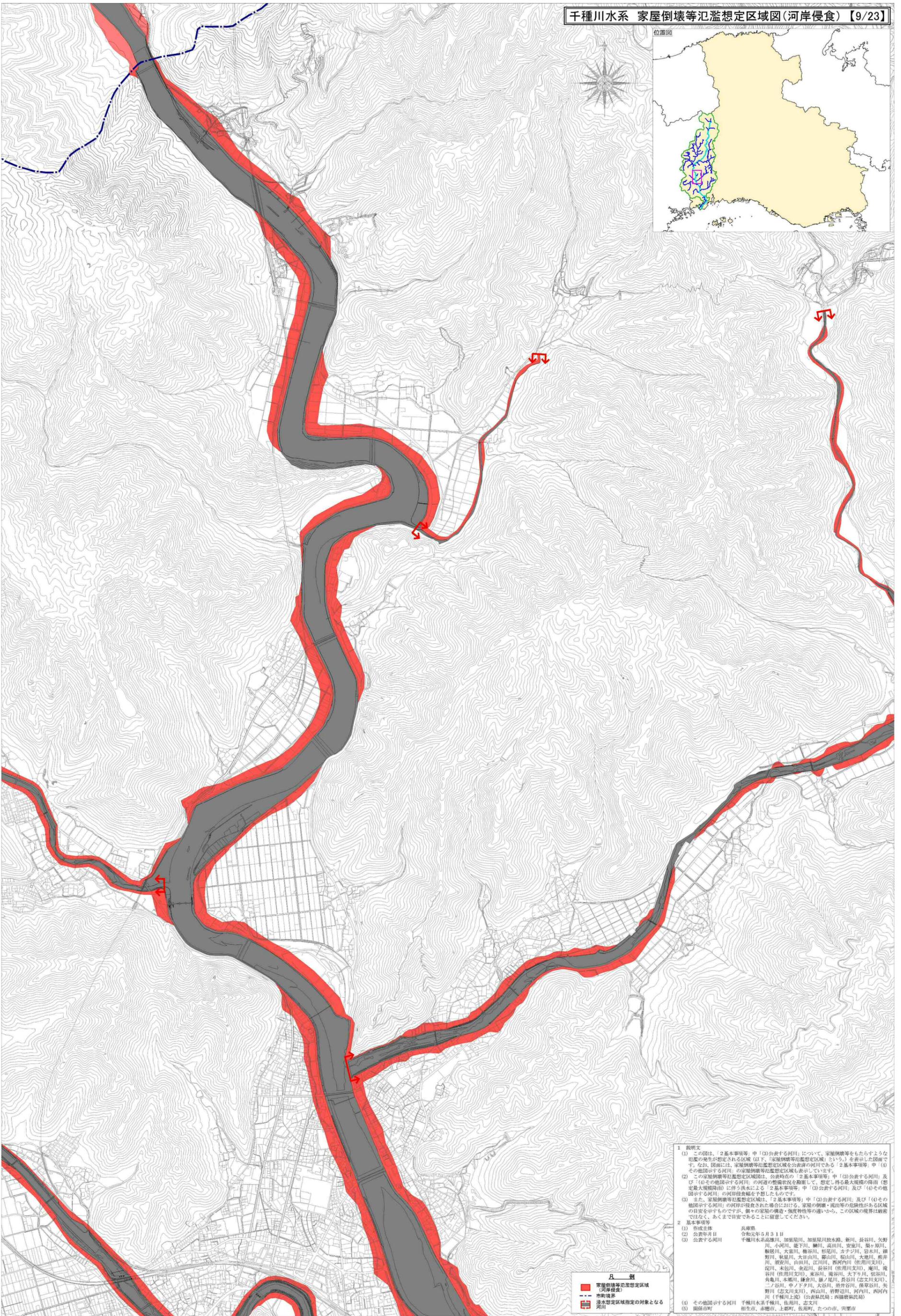
**2 基本事項等**

(1) 作成主体 兵庫県  
 (2) 公表年月日 令和元年5月31日  
 (3) 公表する河川 千種川水系高瀬川、加里堀川、加里堀川放水路、新川、長谷川、矢野川、小瀬川、龍下川、瀬川、高田川、安室川、栗ヶ原川、鞍岡川、大宮川、梅谷川、杉尾川、カサチ川、岩木川、細野川、泉野川、大日山川、豊山川、福山川、大池川、高井川、須安川、山田川、江川川、西河内川（佐用川支川）、淀川、末包川、金逆川、長谷川（佐用川支川）、鹿川、滝谷川（佐用川支川）、東谷川、滝谷川、大下り川、笠谷川、向島川、本島川、鎌倉川、鎌倉尾川、長谷川（志文川支川）、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、皆井谷川、保草谷川、矢野川（志文川支川）、西山川、岩野辺川、河内川、西河内川（千種川上流）（公表編別局：西播磨編別局）

(4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川  
 (5) 関係市町 相生市、赤穂市、土御町、佐用町、たつの市、宍粟市

**凡 例**

■ 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)  
 --- 市境界  
 ■ 氾濫想定区域指定の対象となる河川



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を加味して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。

(3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものです。個々の家屋の構造・強度等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県  
 (2) 公表年月日 令和元年5月31日  
 (3) 公表する河川 千種川水系高瀬川、加東川、加東川放水路、新川、長谷川、矢野川、小河川、能下川、瀬川、高田川、安室川、梨ヶ原川、瀬谷川、大富川、櫛谷川、杉尾川、カチノ川、岩木川、瀬野川、秋屋川、大井川、郡山川、稲山川、大瀬川、栗井川、須安川、山田川、江川川、西河内川(佐用川支川)、淀川、未包川、金沢川、長谷川(佐用川支川)、庵川、庵谷川(佐用川支川)、東谷川、庵谷川、太下川、笠谷川、角亀川、木瀬川、鎌倉川、瀬ノ尾川、長谷川(笠文川支川)、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、岩野川、保草谷川、矢野川(志文川支川)、西山川、岩野川、河内川、西河内川(千種川上流)(公表住民局:西播磨住民局)

(4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川  
 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市

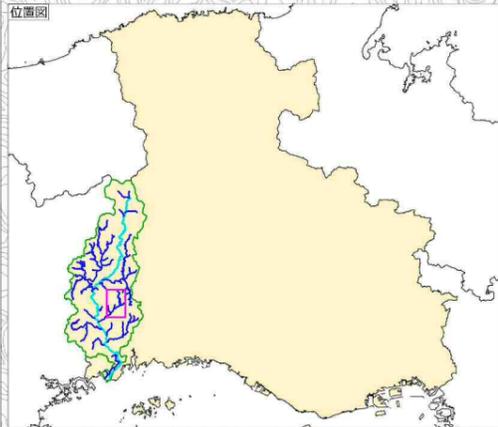
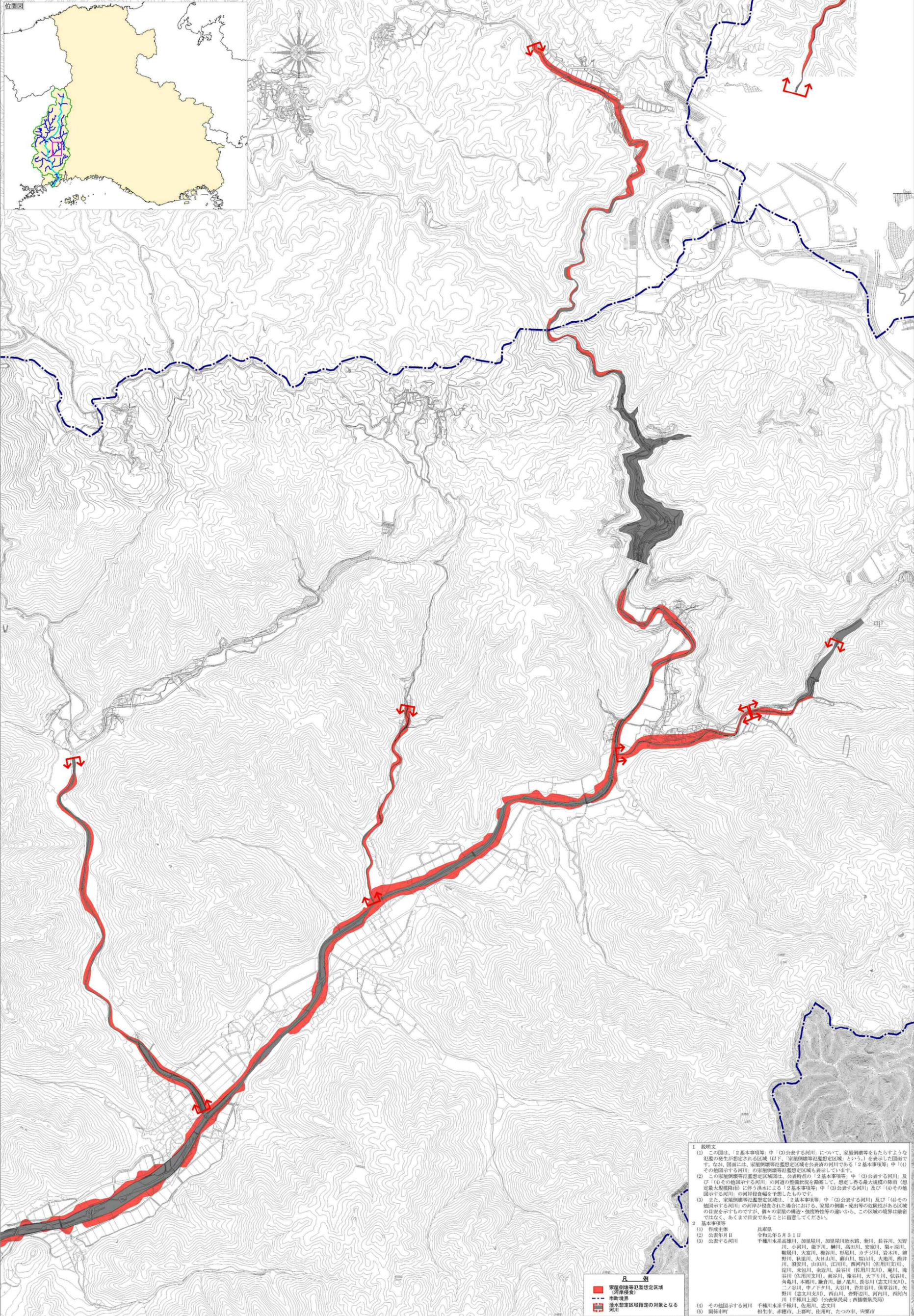
(5) 関係市町

凡 例

■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

--- 市界

■ 浸水想定区域指定の対象となる河川



**1 説明文**

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という）を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域が公表される河川である「2基本事項等」中「(1)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川、及び」(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。

(3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

**2 基本事項等**

(1) 作成主体 兵庫県  
 (2) 公表年月日 令和三年五月三十一日  
 (3) 公表する河川 千種川水系高瀬川、加東川、加東川敷水筋、新川、長谷川、矢野川、小阿川、能下川、柳川、高田川、安室川、築ヶ原川、柳屋川、大富川、穂谷川、杉尾川、カチシ川、若木川、瀬野川、松屋川、大谷川、霧山川、稲山川、大谷川、柳井川、筑安川、山田川、江川川、西河内川（佐用川支川）、淀川、未包川、金道川、長谷川（佐用川支川）、庵川、滝谷川（佐用川支川）、東谷川、滝谷川、大下り川、松谷川、舟倉川、本郷川、鎌倉川、藤ヶ尾川、長谷川（志文川支川）、二ノ谷川、中ノ下川、太谷川、岩井谷川、保草谷川、矢野川（志文川支川）、西山川、岩野辺川、河内川、西河内川（千種川上流）（公表順民局）  
 (4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、相生川、赤穂川、上郡町、佐用町、たつの市、実栗市  
 (5) 関係自治体 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、実栗市

**凡 例**

	家屋倒壊等氾濫想定区域
	河川境界
	氾濫想定区域指定の対象となる河川